

平成25年度
「地域公共政策士」育成のための
資格教育プログラムに係る
自己点検評価書
(第2種プログラム)

実施機関名 京都産業大学

プログラム名 法政策・地域公共プログラム

平成25年7月

序章

- ※ 当該実施機関の設置に際しての状況等について簡単に記述すること。
- ※ 自己点検の体制等について記述すること。

○設置の状況

京都産業大学は、「地域公共人材大学連携事業」に2009年度よりオブザーバー参加し、2010年度から正式に加盟して活動を続けてきた。これは実質的に法学部のプロジェクトとして進められ、中谷真憲教授がその任に当たってきた。

法学部は2009年4月より法政策学科を開設していたため、地域公共人材に関わるプロジェクトは主に、法政策学科との関連を意識して進められてきた。

その法政策学科の受け皿となる大学院新専攻（法政策学専攻）が2013年4月に開設された。本プログラムの開設に際して、さまざまな対内的、対外的折衝を続け、検討してきた。その結果、第2種プログラムに対応する形で、（公共基礎科目群に加えて）地域公共科目群を設置した。

本プログラムの検討に当たっては、連携事業に正式参加した2010年度以降、教授会や関連の会合における議決を経ながら進めてきており、学長・学長室との情報共有も心がけてきた。したがって学長レベルでの当大学連携事業自体に対する理解は、きちんと得ている。

以上が、大枠の状況である。

○自己点検の体制

本書類の作成に当たっては、法学部事務室の協力の下、プログラム実施担当者の中谷教授が点検作業を進めてきた。すでに先行しているプログラムである「法政策基礎プログラム」についての日常の自己点検という意味では、2011年度はプログラム構成科目の受講生のうち貴財団から受け入れた方がそのほとんどを占めるため、率直な意見交換という形で行うこととし、学部長同席のもとでプログラム担当者との面談の機会をもった。これは2011年度以降、実施されている。

また、2013年度からは、「法政策基礎プログラム」「法政策・地域公共プログラム」「法政策・国際公共プログラム」の3つのプログラムの運営と自己点検にあたっては、学部長とプログラム担当者、科目担当者からなる「グローバル人材委員会」を設置しており、組織的な自己点検を継続的に行うように体制を整備した。

本章

- ※ 各項目の解説に即して具体的に記述すること。
- ※ 内容は、各項目の記述、「長所と問題点」の記述と重複してもよい。
- ※ 今後の展望なども合わせて記述すること。
- ※ 根拠資料が複数ある場合は、複数提示すること。

1 目的・教育目標

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

法的能力を必要とするケースが多いことに着目して、法学的知識と政策課題(解決)とを実践的に結びつけるプログラムを組み立てている。またプログラムでは公共政策の一般理論の他、医療・介護政策分野、社会保障分野、労働政策・人事政策分野、社会安全政策などを重点的に教授している。

第2種プログラムは、修士レベルのプログラムであるため、この取得者はまず公共分野に関わる職場・プロジェクトにおいて、法政策上の知識を身につけ、それに基づいて主体的な判断をもって業務を遂行できることが前提となる。よって、本プログラムでは高度に専門的な教育を行い、学問的素養と実務遂行ができる、プレイングマネージャーを育てることを目標としている。そのため、高度な専門性、事例解決型、ケーススタディー的な科目を構成している。例えば法政策臨床研究では、毎回講義に本学の教員を交代に呼んで、それぞれの専門に関連した課題をあらかじめ学生に提示し、学生が講義で発表し、討論する形を作っている。また事後レポートの提出を義務付け、対話式・双方向の講義を心がけている。

地域公共という名の通り、地域社会で活躍する人材の育成を目指しており、地方公務員、国家公務員、NGO 職員等への進路が考えられる。このため、行政法や地域公共をテーマとする演習等を通して、地域社会の中核として主体的に業務を行うのにふさわしい能力を習得できるように心がけている。

【現状の説明】

1-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的および教育目標が明示され、育成すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。
-----	--

<現状の説明>

本年度より開講した大学院法政策学専攻の講義・演習の構成は、「総合性」と「臨床性」を2つの柱とし、「地域公共政策士」育成を意識したプログラムとなっている。公共基礎科目群と国際公共科目群を配置し、理論と実践がバランスよく学べるように配慮されている。そのため、本プログラムの目的と教育目標、およびそれぞれの科目において身につけることを期待する能力等については、入学後のガイダンスの際やプログラム当該科目の授業時などの機会を捉えて、学生に対して集団的あるいは個別的に説明をしている。また、法政策学専攻のホームページにて公表している。

(評価)

地域社会で活躍する人材の育成というコンセプトは、受講生にも理解されていると考える。

<根拠資料>

*資料1-1：京都産業大学法学研究科設置「地域公共政策士（法政策・地域公共プログラム）

概要

*資料1-2：京都産業大学法学研究科法政策学専攻（修士課程） Web ページ抄

2 資格教育プログラムの内容

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

学習アウトカムについては別添の基礎データに記載している。そのアウトカムを達成するため、本プログラムを構成する科目は、「法政策臨床研究」「政治機構論特殊演習」「公共政策論特論A」「公共政策論特論B」「公共政策論特殊演習」「地域公共論特論A」「地域公共論特論B」「公共政策ワークショップ」（以上、8つの公共基礎科目）、「社会保障政策特殊演習」「政治過程論特殊演習」「日本政治史特殊演習」「行政法特殊演習」「労働法特殊演習」「法社会学特殊演習」「地域治安政策特殊演習」「地方自治研究」（以上、8つの地域公共科目）の16科目としており、その中から公共基礎科目から2科目以上、地域公共科目から2科目以上、あわせて5科目を選択する形をとっている。公共政策学の基礎理論と政策学的思考法の基礎を学ぶのが「法政策臨床研究」であり、その他の公共基礎科目では、公共政策の立案・評価の理論と技法、公共政策の質的向上に寄与するような政策分析・政策研究のあり方、地域社会の直面する課題の解決法を考える知識と技能等を学ぶ科目である。地域公共に関わる8科目は、具体的な政策分野（社会保障政策、労働法、行政法、地域治安政策、等）および政策研究に資する方法論と分析視角（法社会学、政治過程論、日本政治史、等）について、事例研究や対話的授業を通じて、法的知識と政策的課題をリンクさせながら学ぶ科目である。「地方自治研究」では自治体の首長、行政職員、地方議員など多様な外部講師を毎回リレー形式で招き、自治体がかかえる実践的な課題をとりあげて、現場の方との対話から学んでいく。講義と演習、基礎理論・方法論の修得と具体的な政策分野を特定しての学び、などバランス良く設計している。

【現状の説明】

2-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム修了に必要な期間及び修得ポイント数が、当該資格教育プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。
-----	--

<現状の説明>

基礎データにある本プログラムの学習アウトカムに沿って、法と政策のリンクを意識しつつ、政策研究と地域社会における公共性を、バランスよく学ぶことができるように科目群は設計されている。全てがグループディスカッションを要求される少人数科目であり、外部講師から地方における実践を学ぶリレー科目、など、学習手法的にも工夫を凝らしている。必要ポイント数は5科目10ポイントである（公共基礎から2科目4ポイント以上、地域公共から2科目4ポイント以上）。

「公共政策ワークショップ」では、キャップストーンのためのフィールドワークについての方法と倫理について学ぶことから、この科目のみ2年次配当であるが、その他の科目は1年次配当であり、研究計画に従って十分に余裕を持ってポイントを修得することが可能である。

（評価）

修了に必要な期間と修得ポイント数の双方の側面から、資格教育プログラムの目的・目標に即して設定されていると考えている。

今後は、科目実施状況と履修状況を踏まえて、適切な設定となっているかを見直していく。

<根拠資料>

- *資料2-1：シラバス
- *資料2-2：平成25年度「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム概要
- *資料：基礎データ（表1）

【現状の説明】

2-2	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム修了の基準及び方法が当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。
-----	--

<現状の説明>

前記の通り、16科目から5科目を選択して受講し、合格することで本プログラム修了に必要な10ポイントを獲得できるということは、大学院進学時の履修指導の時や、申し出のあった受講生に直接に説明している。これは、法学部事務室、およびプログラム実施担当者の中谷教授が行っている。各科目の合格基準は70点以上と通常の単位取得より厳しくしていることも、受講生に伝えている。

(評価)

学習者への周知は十分になされており、必要な情報は共有されていると考えている。

学生の学習ニーズに沿いながら、資格教育プログラムの目指す学習アウトカムを達成できるように、バランスの良い履修がなされるよう、プログラム担当者を中心に指導を行っていく。

<根拠資料>

- *資料1-1：京都産業大学法学研究科設置「地域公共政策士（法政策・地域公共プログラム）概要

【現状の説明】

2-3	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標を達成するため体系的な科目が編成されているか。
-----	---

<現状の説明>

公共政策の質を向上させるための基礎理論と政策研究の手法、さらに、地域社会の現状にアプローチをする方法と具体的な政策領域についての知識の修得について、法制度と公共政策のリンクを意識して、バランス良く学ぶことができるように、「公共基礎」と「地域公共」の2つの科目群からそれぞれ2科目以上を取るような科目構成にしている。構成の説明は【概要】に述べたが、法政策学に関する多様な科目の中から受講生の関心に従って選択をすることができるようにしつつ、上記のバランスを保障するように考えた設計である。よって、地域社会に関する様々な理論・政策・地域活動を理解した上で、具体的な実践事例を学ぶことを通じて、地域社会の改革や発展のためのプログラムの立案、策定、実行にかかわる知識と技能を、習得できるようになっている。また、大学院であるため全ての講義、演習科目は少人数科目であり、教員と学生の双方向のやりとりを通じて、科目の教育目標の達成状況を確認しながら展開することで、資格教育プログラムの目的を保障する制度設計になっている。

(評価)

科目の構成と各科目の学習アウトカムは、資格教育プログラムの目的・目標に即して設定されていると考えている。

今後は、科目実施状況と履修状況を踏まえて、適切な設定となっているかを見直していく。

<根拠資料>

*資料 2-1：シラバス

*資料：2-3：授業時間割表（受講者名入り）

【現状の説明】

2-4	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標を達成するために科目の内容、教育の方法が適切に実施されているか。
-----	--

<現状の説明>

「法政策臨床研究」は公共政策学の基礎理論を演習方式で理解を深めた後に、4回（8コマ）にわたって、科目担当教員の他に4人の学内教員をゲストに迎えて、複数教員が担当する形で展開される。それにより、多様な学問領域、問題領域についての法政策的な課題解決について、事例研究と討論を通じて、受講生は主体的に学ぶことができる。「地方自治研究」は地域政策の現場に立つ講師の講義の後、受講生との間での討議が行われる。「公共政策ワークショップ」は、地域政策に関わる主体をゲストに迎えてグループ討論を行う実践的な科目である。「公共政策論特論A・B」では、政策の立案から評価にいたる理論と技法を、受講生の発表と対話を通じて習得できる。また、公共基礎および地域公共に関する「特殊演習」の諸科目は、いずれも大学院の少人数科目であり、受講生による発表と授業中の双方向のやりとりが成績に大きく反映されるほか、期末レポートなどを課している。これにより日常的な取り組みに加えて、学習到達状況を学期末に確認することで、厳正な評価をすることができるようにしている。

（評価）

プログラムを構成する科目は、内容と教育の方法の両面において、各科目の学習アウトカムを達成できるように工夫されていると考えている。

グローバル人材委員会をはじめとする教員間の意見交換・情報交換を行い、引き続き適切な科目運営がなされるように努める。

<根拠資料>

*資料 2-1：シラバス

【現状の説明】

2-5	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それに合わせた開講形態となっているか。
-----	--

<現状の説明>

本学では法学研究科法政策学専攻を今年度から開設した。開設に当たっては「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムとのリンクを意識して、カリキュラムや科目群を構成した。よって、本プログラムの中心的な学習者は本学の大学院生となる予定であり、(学部生向けの)ガイダンスや、大学院進学者への履修指導の機会等を通じて積極的な周知を行っている。他方で、むろん社会人にも科目等履修生の制度を援用して門戸は開いている。社会人受講生について特に、職歴等の制限をかける予定はない。いずれにせよ社会人が大人数となることは考えにくいので、現実的対策として、受講希望者に事務室とプログラム担当者、科目担当教員等

で面談を行い、進路希望等を把握する予定である。

(評価)

学部生向けのガイダンスや、大学院進学者への履修指導の機会などを通じて、学習者の想定、資格教育プログラムの内容を積極的に周知する。さらに今年度より開設した Coworking Space に、教員や院生、学部アルバイト生がほぼ常在する形が出来ており、本プログラムの実質的な履修相談はそこで実施できる体制が整備されている。また、社会人の受講希望者に対しては、少人数教育である利点を活用して、ニーズに応えるべく、開講時限の曜日を集中させるなどの体制を整えることを検討していく。

<根拠資料>

- *資料2-4：科目等履修生・聴講生ガイド
- *資料2-5：京都産業大学科目等履修生規程
- *資料2-6：法学研究科説明会ちらし
- *資料2-7：大学院案内抜粋 (p.15-16)
- *資料4-1：科目等履修生出願要項

3 学習アウトカムの測定

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

成績評価方法については【2-4】で説明したとおりである。現状では、各科目の成績でポイントの付与目安を70点以上としている。本プログラムの科目はすべて少人数科目であるため、授業中の発表及び討論への貢献度が評価の対象となっている。特に受講生が1～2名の科目も多く、発表内容についての理解度も把握して進められている。また、政策提言には、整合性ある文書を書く能力が求められることから、本プログラムにはレポートを課す科目を多く取り入れている。

「法政策臨床研究」は集団指導体制をとっており、異なる領域を専門とする複数の教員が担当し、具体的な政策事例について徹底的に議論することを通して、受講生の論理的分析力・説得力の向上を重視している。

【現状の説明】

3-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準及び方法が策定され、それらが学習者に対して、あらかじめ明示され、それらの基準及び方法に基づき、学習アウトカムに対する評価、ポイント認定が行われているか。
-----	--

<現状の説明>

成績評価については上記【概要】および小項目 2-4 で説明している。こうした評価方法についてはシラバスに明示されている。また、集団指導体制科目については、複数教員による評価方法をあらかじめ受講生に説明している。学習アウトカムに対する評価については、構成科目での適切な評価を積み上げることで、学習者は十分に修得することができ、適切に評価されている。さらにグローバル人材委員会においても、プログラム全体を通じて適切に評価がなされているかを点検している。

(評価)

ポイント認定の基準及び方法については受講生に周知できている。

<根拠資料>

*資料 1-1：京都産業大学法学研究科設置「地域公共政策士（法政策・地域公共プログラム）」概要

*資料 2-1：シラバス

*資料 4-7：グローバル人材委員会について

【現状の説明】

3-2	各資格教育プログラムの学習アウトカムについて、学習者によるプログラム修了後の評価の仕組みが整備されているか。
-----	--

<現状の説明>

現状ではプログラム独自の評価の仕組みはない。しかし、本プログラムの科目はすべて少人

数科目であるため、随時受講生の意見を取り入れ、授業へのフィードバックが行われている。

(評価)

受講生の意見を取り入れ、授業へのフィードバックが行われた。また、今年度中に、研究科長、プログラム関係教員及びプログラム受講生との間で面談を行い、授業に関する要望などを確認する機会を設ける予定である。

<根拠資料>

なし

【現状の説明】

3-3	外部機関と連携した科目等がある場合には、その実施先による学習者の学習アウトカムに対する評価の仕組みが整備されているか。
-----	---

<現状の説明>

各科目での外部講師との連携はあるが、現在のところすべて本学の専任教員が主宰する科目であり、外部機関との連携科目はない。

(評価)

外部機関との連携科目がないため、特に課題があると考えていない。

<根拠資料>

なし

4 資格教育プログラムの管理・運営・改善

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

まず、本プログラムの管理・運営・改善を担う組織として、「グローバル人材委員会」を設置している。委員会はプログラム責任者である学部長、プログラム実施担当者、科目担当者の一部から構成されている。

科目担当者はすべて本学の専任教員であるため、科目の継続性については制度的に担保されている。また、教員間には日常的に連携が存在する。特に集団指導体制をとっている科目については、担当教員間で事前・事後協議を行い、情報の共有を図っている。また、本プログラム以外に、本学にはもう一つ「法政策・国際公共プログラム」を設置しており、異なるプログラムの担当教員間にも情報の共有と日常的な連携を図っている。

また、法学部事務室がプログラム担当者との緊密な協力の下、受講生に関する情報を管理している。各科目の時間割については、在学生受講生を想定しているため、各曜日に分散する形で組んでいる。現在のところ社会人受講生がいないため特に問題がないが、今後、社会人受講生を受け入れる場合、通学の負担軽減のため、講義を週2、3回に集中する必要がある可能性がある。

【現状の説明】

4-1	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの趣旨に沿って、科目の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の科目日程等を明示し、カリキュラム及びシラバス、教育効果の測定方法等の見直しを適切に実施しているか。
-----	--

<現状の説明>

科目内容、方法、使用教材、履修要件、一回ごとの科目日程については、すべてシラバスに記載してある。また次年度シラバスの見直しは、毎年秋学期についてすべての教員が行っている。教育効果の測定方法については、グローバル人材委員会での議論などを通じて評価を行い、各科目レベルでの見直しを行うための共通認識を取りまとめている。

(評価)

シラバスの掲載内容及び見直しを適切に実施している。とくに、集団指導体制をとっている科目については、関係教員間で協議を行い、今年度中にシラバスの見直しを行う予定である。

<根拠資料>

*資料2-1：シラバス

*資料2-2：平成25年度 「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム概要

*資料4-7：グローバル人材委員会について

【現状の説明】

4-2	学習アウトカムに対する評価、ポイント認定において、評価の公正性及び厳格
-----	-------------------------------------

	性を担保するため、学習者からの異議申立に対応する仕組みが明文化され、運用されているか。
--	---

<現状の説明>

成績の異議申し立てについては、学部と同様に制度化された手続きが存在しており、これに基づいて処理することとなっている。フローチャートを添付するので参照されたい。大まかには、学生からの成績調査依頼に基づき担当教員が調査する形で進められるが、一連の過程は研究科長に報告され適正に管理されている。

(評価)

制度化された手続きに基づき、適正に運用されている。

<根拠資料>

*資料 4-6：学業成績調査に関する取扱要領および各種様式

【現状の説明】

4-3	「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムを継続的かつ円滑に実施していくための体制が適切に整備されているか。
-----	---

<現状の説明>

研究科長をプログラム実施責任者とし、今年度は中谷教授がプログラム実施担当者となって、プログラム担当の教員（全員専任教員）と連携を取っている。プログラムに関係する重要な事柄は、必要に応じてグローバル人材委員会（中谷委員長）の定例会議で審議され、適宜研究科会議においても審議・報告がなされている。また法学部事務室が事務面を担当して、プログラムの円滑な実施につとめている。

(評価)

プログラムを継続的かつ円滑に実施していくための体制が適切に整備されている。

プログラム（カリキュラム）自体の見直しについては、まず今年度中にプログラムを構成する各科目の教員で会議をもつ予定であり、そこで検討することとなる。特に、今年度は大学院新専攻の開設初年度でもあるため、集団指導体制をとっている科目については新しい試みであり、関係教員間で協議を行い、科目の改善につながる余地があると考えている。

また、プログラムの運営・改善に関する企画についてはグローバル人材委員会の定例会議において、また、教育組織として責任ある意思決定については研究科会議において、組織的・継続的に審議・決定を行っていく。

<根拠資料>

*資料 2-2：平成 25 年度 「地域公共政策士」 育成のための資格教育プログラム概要

*資料 4-7：グローバル人材委員会について

5 教員及び講師

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

教員は全員、本学の専任教員である。それぞれの教員の調書（添付）にあるとおり、それぞれの担当科目に関する論文、著書等の実績を有している。

芝田教授は厚生労働省大臣官房や沖縄振興局勤務のほか、多くの省庁で勤務した経験を有する実務家教員である。また、足立教授は公共政策学が専門で、当該分野において多数の著書に著しているほか、一般財団法人・地域公共人材開発機構の代表理事を務めるなど、学界に限らず実務家との協働の経験も多い。中谷教授はNPO 法人グローバル人材開発センターで専務理事兼事務局長を務めている。中谷教授、太田教授、芦立准教授、焦准教授、中井准教授は、それぞれ自治体委嘱の委員など、大学外の現場に携わった経験を有している。溝部教授は「地方自治未来論」において地方自治の実務家を迎えるリレー講義の運営に携わった経験を有する。焦准教授は北京大学・京都大学の出身であり、環境ガバナンスが専門である。芦立秀朗准教授はODA（政府開発援助）に代表される援助行政を専門とし、アメリカのピッツバーグ大学の博士号を取得している。浦中准教授は警察学が専門で、フランスのトゥールーズ大学で博士号を取得している。労働法が専門の岩永准教授は、大学の人事・労務管理プログラムにおいてインターンシップなどを担当している。久保准教授は法社会学が専門で、全学FD活動の企画にも携わっている。

【現状の説明】

5-1	教員及び講師が各資格教育プログラムの目的および教育目標に沿って構成されているか。
-----	--

<現状の説明>

本プログラムは法学的知識と政策課題（解決）とを実践的に結びつけることを通じて、地域社会において活躍する人材の育成を目指している。そのため、教員には行政法学、政治学・政策学、社会保障政策や労働政策、社会安全政策などの個別の政策領域の専門家と、実務家出身教員、実務家との協働経験が豊富な教員をもって編成している。また、こうした教員陣が集団指導科目においては協働してプログラム教育に当たっている。なお、教員の職歴、研究歴については上記【概要】および添付資料を確認されたい。

(評価)

教員構成は、学際性豊かな専門領域にわたり、また各年代にわたりほぼバランスのとれた年齢構成となっており、学生の幅広い研究課題ニーズに対応することができることから、教育研究上において特に支障はない。

<根拠資料>

*資料 5-1：専任教員採用・昇任基準

*資料：基礎データ 別添資料（教員の個人調書）

5-2	<p>科目を担当する教員及び講師は、以下のいずれかに該当し、かつ、適切な指導能力を備えているか。</p> <p>① 教員及び講師の類型は、以下の各号に該当するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第1号教員 教育上または研究上の学位及び業績を有する者</p> <p style="padding-left: 2em;">第2号教員 特に優れた知識および経験を有する者</p> <p style="padding-left: 2em;">第3号教員 教育指導に必要な資格・技能等を有する者</p> <p style="padding-left: 2em;">第4号教員 資格教育プログラムの遂行上特に必要とされる授業の補助を行う者、および教育的役割を担う者</p> <p>② 教員及び講師の類型は5-1の別表に記載されている場合には省略することができる。</p> <p>③ 第4号教員とは、第2号教員と一体となって実践教育を補助する者等を指す。</p>
-----	---

<現状の説明>

すべて専任教員、第1号教員である。本学規程にもとづく適切な職階を得て教育研究に従事している。

(評価)

上記概要にあるとおり、教員団の構成そのものの中で、研究と政策実践の架橋が意識されており、また、地域性・学際性豊かな学術的背景を持って編成されている。

<根拠資料>

*資料：基礎データ 表(2・3) (pp.3~6)、別添資料(教員の個人調書)

*資料5-1：専任教員採用・昇任基準

【今後の改善点】

今後も引き続き、現在の教員組織を中心に研究と政策実践の架橋を意識しながら、研究と教育に努める。

6 資格教育プログラムの特色

【概要】

※この項目における、現状の説明の概要について記すこと（400字程度）

再度記述することになるので、わかりやすく箇条書き風にする。

- 1) 法政策重視：「総合性」と「臨床性」を重視し、法学・政治学・政策学の架橋に正面から取り組んでいること。
科目構成については前述の通りである。
- 2) 議論重視：少人数科目、外部講師とともに学ぶ科目、ワークショップ的科目の設置原則として、小規模科目、ワークショップ的学習を積ませる科目、外部講師を組み込んだ科目など、政策現場を感じ双方向的な学びのある科目を中心としていること
- 3) 実務能力涵養：11名の担当教員のうち、6名が実務家、現場経験者であること。
実務家：芝田教授（厚生労働省）
自治体、外部団体との政策協働経験：足立教授、中谷教授、太田教授、焦准教授、中井准教授

【現状の説明】

6-1	当該資格教育プログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。
-----	--

<現状の説明>

【概要】にも述べたが、法学・政治学・政策学の実践的な架橋、これが大きな特色である。本プログラムは政策現場で必要とされる具体的な法知識とは何か、という点から考えて設計されている。

また教員構成においても、実務家、政策協働経験者を中核に据え、政策現場の息吹が伝わることを心がけた。

プログラム修了のためには、複数の教員の開講科目（とくに、地域公共科目群については演習）を取らなければならないような仕掛けとしており、集団指導体制を通じた多角的な視覚の獲得を図っている。次の「長所」の項目も参照されたい。

（評価）

議論を重視する科目の代表である「法政策臨床研究」を今年度は5人の大学院生が履修したが、本年7月の最終成果報告会では、一人あたり40分の報告・質疑応答の時間が1時間以上に延びる程に充実したものとなった。他の科目においても概ね活発な議論が行われた。

集団指導体制は今年度開始されたばかりであり、手探りの状態で指導を続けてきた。現在も関係者間での打ち合わせは行われているが、今後も引き続き、本資格教育プログラムの特色を活かしていくべく、「グローバル人材委員会」を中心にプログラム担当者、プログラム科目担当者の間のコミュニケーションを密にし、集団指導体制における協働の積み重ねを進めていく。

<根拠資料>

*資料：別添資料（教員の個人調書）

*資料1-1：京都産業大学法学研究科設置「地域公共政策士（法政策・地域公共プログラム）」概要

*資料2-1：シラバス

*資料4-4：2013年度春学期オフィスアワー一覧

<長所と問題点>

関連する 小項目	※関連する小項目が複数ある場合、複数記載してよい。 ※関連する小項目がない場合、適当な見出しを付けること。
-------------	--

※具体的に記述すること

○法と実践との架橋、資格（能力）としてのアピールのしやすさ

本学法学部は、地域公共政策の現場において必要な能力とは、“法的知識と地域政策課題（解決）の架橋能力である”と考え「法政策基礎プログラム」として第1種プログラムを展開してきた。

政策の最終的な表現形態の多くは、制度であり法である。また政策立案にあたっては、まず既存の法・制度を把握しなければそれをどう改善すべきかの道筋は立ちにくい。これは地方行政の現場では実感されることであろう。指定管理者制度の運用やそこへの応募、高齢化社会にふさわしい行政や介護現場のあり方、官民協働のまちづくり、失業・雇用対策やあたらしい働き方の模索等、地域政策の現場ではさまざまな場面で法的知識の素養が求められる。かつこうした法的知識は分野が明確であるがゆえに、政策実践との架橋を認識した上で学ばせれば、社会に対して自己の専門能力としてアピールしやすく、「資格」として通用しやすいのではないかと考えた。

こうした法的知識を応用して、公共に資するより複雑な立案をしようとした場合、政策現場に触れることが肝要である。法学研究科法政策学専攻では、外部団体の協力を得て開講される法政策フィールドワークなどのリサーチ科目を設置し、そうした目的をかなえようとしている。

○少人数科目を必須とすること

地域公共政策の現場において必要な能力をワークショップ的な少人数講義の中で伸ばしていくことができる、という点もまた長所である。今後、本プログラムの魅力として広報していきたい。

○問題点・課題：広報体制の構築と、新科目の取り込み

今年度は、大学院における科目展開の整備を待たねば、責任ある広報が出来ないため、本プログラムについて積極的な広報をすることは控えた。これらがかなり固まってきたため、来年度からは、積極的な広報を展開したい。

<根拠資料>

*資料2-1：シラバス

<将来の改善方策>

広報体制については、既にHPでの掲載を行っているが、在学生向けの大学院ガイダンスでの告知などを通じて、体制を整えたい。他の大学の学生や社会人に対してはシンポジウムなどの機会を通じて積極的にアナウンスしていきたい。

また、本学法学部には履修相談室という、教員・学生協働の教学支援体制が整備されているが、この相談室と本プログラムとの間での連携はまだ十分にとれていない。本プログラムへの

リクルートという観点から改善が必要である。とりわけ、来年度からは問い合わせが増えることが想定されるので、相談室との間の情報共有に努めたい。

<根拠資料>

*資料4-2：Coworking Spaceについて

*資料4-3：履修相談室について

*資料4-4：2013年度春学期オフィスアワー一覧

終章

※ 全体を通して、点検・評価を行った結果、当該大学院が考える今後の展望と、今後取り組むべき課題などについて記述すること。

※ 本章の記述と重複してもかまわない。

○現状評価の総括

大学院の2年次配当科目が未開講であり完成年度を2014年度に迎える関係上、今年度は学外に対しての広報は控えめに行ってきた。受講生に対する責任を考えた上でとった判断である。キャップストーン・プログラムの概要を固めつつある中、今後は広報体制を構築していく必要がある。

その上で述べれば、まず、コンセプトである法と地域政策との架橋、さらに「総合性」と「臨床性」については、受講生・教員ともに手応えを感じている。したがってこれを大切にしながらさらなる発展を図りたいと考えている。そのための現行の科目構成・教員構成も、第2種プログラムとして、このコンセプトにきちんと合致したものを提供できている、と考える。

また、プログラムを組織的に運営・評価・改善していくための体制も整備することができた。「グローバル人材委員会」がそれである。月に1回の定例会のほか、プログラム実施担当者の中谷教授を中心にした綿密な連携のもとで、プログラムの運営と評価・改善を、プログラム実施責任者である法学研究科長の下で行うことができるようになった。

○今後の課題と改善策

1) 今年度は見送った広報体制をどう構築するか：パンフ整備、履修相談室との連携

これはすでにプログラム実施担当者が検討を続けている。大学院の完成年度となる2014年度に向けてパンフレット等を順次整備し、在学生ガイダンス等で説明、配布していく予定である。大学院進学希望者を拡大させるためにも履修相談室との連携は、相談員の確定を待って確実に進めていきたい。また、教学関連部署との連携をさらに強化して本プログラムの周知を図りたい。

2) 科目構成と受講生の選択：プログラムの構成とバランスある履修

現状では、公共基礎(8科目)と地域公共(8科目)の2つの科目群から、それぞれ2科目以上・合計5科目10ポイントを取ることで修了できる。受講生にとっては16科目という幅広い選択の可能性を認めた上で、公共政策学の理論・実践と、地域公共に関わる知識とをバランス良く修得させるためのものであるが、プログラム内容が拡散してしまう危険もある。入学時のガイダンスのほか指導教員との面談などの機会を通じて、バランスの良い履修を計画的にすすめることができるよう、引き続き指導していきたい。

3) 科目等履修生、社会人受講生の受入について

費用の低廉化、パッケージ化等をはかっていきたい。前述の講義曜日の合理化も考えるべき課題であり、今後のあり方を考えたい。